

協定金の支払に係る評価方法及び KPI の説明

1 KPI 項目の設定

KPI 評価は①令和9年3月31日時点、②令和10年3月31日時点、③令和11年3月31日時点、④令和12年3月31日時点で実施する。KPI 項目は下表のとおり。

＜表＞KPI 項目

分類	項目	下限値
指定①	スタートアップの掘り起こし・ソーシング	50社
指定②	スタートアップを巻き込んだ Agora の立ち上げ	2テーマ
指定③	Agora への多様なプレイヤーの巻き込み	10者
指定④	Agora を通じた議論の活性化	12回
指定⑤	Agora を通じたプロジェクト仮説の構築	2テーマ
指定⑥	Agora を通じたプロジェクト仮説の深堀り・検証	2テーマ
指定⑦	プロジェクト支援計画の策定（実装コース（国内））	4件
指定⑧	プロジェクト支援計画の策定（実装コース（海外））	1件
指定⑨	プロジェクト支援計画の策定（プロダクト開発コース）	2件
指定⑩	プロジェクトに対する伴走支援の実施（実装コース（国内）） 第1段階	4件
指定⑪	プロジェクトに対する伴走支援の実施（実装コース（国内）） 第2段階	4件
指定⑫	プロジェクトに対する伴走支援の実施（実装コース（海外）） 第1段階	1件
指定⑬	プロジェクトに対する伴走支援の実施（実装コース（海外）） 第2段階	1件
指定⑭	プロジェクトに対する伴走支援の実施（実装コース（海外）） 第3段階	1件
指定⑮	プロジェクトに対する伴走支援の実施（プロダクト開発コース） 第1段階	2件
指定⑯	プロジェクトに対する伴走支援の実施（プロダクト開発コース） 第2段階	2件
指定⑰	プロジェクトに対する伴走支援の実施（プロダクト開発コース） 第3段階	2件

指定⑱	プロジェクトに対する伴走支援の実施（プロダクト開発コース） 第4段階	2件
指定⑲	プロジェクトの効果検証結果の取りまとめ	7件
指定⑳	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（国内）） 第1段階	4件
指定㉑	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（国内）） 第2段階	4件
指定㉒	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（国内）） 第3段階	4件
指定㉓	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（国内）） 第4段階	4件
指定㉔	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（海外）） 第1段階	1件
指定㉕	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（海外）） 第2段階	1件
指定㉖	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（海外）） 第3段階	1件
指定㉗	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （実装コース（海外）） 第4段階	1件
指定㉘	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （プロダクト開発コース） 第1段階	2件
指定㉙	グローバル展開に関する戦略策定支援及び実行支援 （プロダクト開発コース） 第2段階	2件
指定㉚	グローバル展開に関する成果の取りまとめ	7件
指定㉛	成果発信・情報発信（令和8年度）	3回
指定㉜	成果発信・情報発信（令和9年度）	3回
指定㉝	成果発信・情報発信（令和10年度）	3回
指定㉞	成果発信・情報発信（令和11年度）	3回
提案㉟	独自の提案について記載（3項目以上）	

【項目の分類及びKPI設定の考え方】

指定項目：都において指定するKPI項目

KPI設定シートには、各KPI項目を達成する計画年度を併せて記載すること

（「段階」の考え方）

本事業（4か年）において、プロジェクト実施に係る内容及びグローバル展開

に係る内容を、各コースそれぞれ、第4段階までの数段階に分けることとしている。本事業者は、各コースの各段階での到達点（マイルストーン）を定め、当該到達点の実現をもって、当該 KPI の達成とする。

提案項目：本事業の効果を高める取組として独自に提案する項目を、3項目以上設定すること。なお、提案項目の KPI 連動額は、KPI 連動額合計額の1億円以内とすること

2 協定金の支払

(1) 協定金の額の決定について

① KPI 評価額

都は、KPI の達成状況から算出される KPI 連動額により定量的評価を行い、支払う協定金の額を決定する。KPI の数値目標を満たさない場合は、KPI 連動額に達成率を乗じた金額を支払う。

② 中間評価額・成果評価額

2年に1度、事業全体を通して得られた成果について、外部有識者を交えて下表の7段階で評価し、中間評価額（令和9年度）及び成果評価額（令和11年度）を決定する。

<表> 中間・成果評価と中間・成果評価額

(単位：万円)

評価	目安	金額 (令和9年度)	金額 (令和11年度)
A	優れた成果水準	2,000	4,000
B	良好な成果水準	1,800	3,600
C	期待を一定程度上回る成果水準	1,600	3,200
D	標準的に期待される成果水準	1,200	2,400
E	標準的に期待される水準にやや不足する部分があるが一定の事業成果を得ることができた水準	800	1,600
F	標準的に期待される水準に不足する部分があり事業成果として期待されるもの半分以下の水準	400	800
G	成果として著しく不良	0	0

中間・成果評価に当たっては、以下のような評価根拠事実を総合的に勘案して、定性評価を行うものとする。評価基準の詳細は別に定める。

- ・本事業の理念・目的に照らし真に支援すべきスタートアップが採択され、適切な支援がなされたか
- ・支援期間中に採択スタートアップの事業成長に係る成果を挙げられたか、また、その成果への寄与度はどの程度か
- ・採択スタートアップのグローバル展開を支援し、成果へ結びつけたか
- ・本事業の経済的な効果について検証され、定量的に示されており、評価できる効果となっているか
- ・グローバル市場を席捲するスタートアップ「キングサーモン企業」を創出できたか

(2) 協定金の算定について

協定金額については、令和8年度及び令和10年度についてはKPI評価額（KPI連動額×KPI達成割合の値）を、令和9年度及び令和11年度についてはKPI評価額と中間評価額又は成果評価額を合計し支払う。

【繰越について】

各 KPI について、計画年度を定めた場合であっても、当該 KPI を達成した年度に KPI 評価を行い、当該年度の KPI 評価額に計上することができる。ただし、各年度の KPI 評価額及び中間・成果評価額により定められる支払うべき合計額は、以下に定める上限額を超えることはない。もっとも、ある年度の支払うべき合計額が上限額を超えていた場合、その超過部分については、翌年度以降に繰り越して支払うことができる。その場合にあっても、各年度の支払額の上限を超えることはできない。しかし、本事業者の責めに帰すべき事由によらず、本事業の進捗に遅れが生じるなどの理由により、上限額を超えて支払うべき必要が生じた場合は、都において予算確保等の所要の措置が整った際には、この限りではない。

なお、各年度の上限額は以下のとおり

(各年度の支払上限)

- ・令和8年度：120,000千円
- ・令和9年度：250,000千円
- ・令和10年度：250,000千円
- ・令和11年度：280,000千円